一、字久曽渡四〇八の二、四〇八の三、大字下石井字腸ヶ作七七、七八、八一、一二二、字一ノ沢一二五の四二、字宮内一一七の一、一一九、二五〇の五〇、二五〇の五二、二五〇の六一、大字関岡字大沢三〇八の二、字保登久保五五の一、五五の二、六〇、六一、六三の一、六三の二、六五、七〇、七二、七三、七八、七九、八〇の二、八六の二、大字大烘字上町四三の一、四三の三、四六、字町七二の一から七二の三まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字南沢五三の一（次の図に示す部分に限る。）、一二の二、字遠前一〇二の一・一二八の一・一二九の一・字久曽渡四〇八の二・四〇八の三・字一ノ沢一二五の四二・字大沢三〇八の二・字上町四三の一・四六（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、字腸ヶ作七七・八一・一二二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、七八、字宮内二五〇の五〇・二五〇の五二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一一七の一、一一九、二五〇の六一、字町七二の一から七二の三まで、字保登久保五五の一・六一・六五・七〇・七三・七八・八〇の二・八六の二（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、五五の二、六三の一、六三の二、七九

2　その他の森林については、主伐に係る伐採を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び矢祭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　富山県富山市八尾町高熊字東飛地一の一から一の一二まで、二の一から二の六まで、三、四の一から四の四まで、五の一から五の六まで、六の一から六の六まで、字平林三〇八五、八尾町小谷字西山八の三〇、八の三一、八の七七、八尾町桐谷字大亦二二の一、二二の三一、二二の三四、二二の三八、二二の三九、二四の一、高岡市福岡町下向田字奥山一七二、一七三、一七四の一から一七四の三まで、福岡町小野字奥山五九、六〇の一、六〇の二

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福井県勝山市野向町牛ケ谷一〇三字甚上一の二、一〇五字ノボリ一の六

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び勝山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福井県大野市黒当戸二一字荒谷一の二七から一の二九まで（以上三筆国有林）、一の一から一の四まで、一の七から一の一四まで、一の一六、一の一七、二二字黒谷一、二の一から二の九まで、三、二三字野津又谷一の一から一の九まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福井県福井市皿谷町五六字正ケ谷一の一、一の二、五八字宮谷一の一、一の二、二の一、二の二、五九字追分一の一、一の二、二の一、二の二、三の一、三の二、四の一、四の二、五の一、五の二、六の一、六の二、六〇字古作一の一、一の二、二の一、二の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

○農林水産省告示第千百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福井県大飯郡高浜町坂田七号坂田六

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。